

會計法規集 最新 增補

(第11版)

中央經濟社編

會計法規集 最新 増補

〔第11版〕

中央經濟社編



中央經濟社

平平平平平平平平昭昭昭
 成成成成成成成和和和
 五五五五五五五五五三
 十九七六五四三二一十九
 年年年年年年年年年年
 九九八七九二九一三十
 月月月月月月月月月月
 十五十一十五十五二十三
 日日日日日日日日日日
 最最最最最最最最最最初
 新新新新新新新新新
 增增增增增增增增增
 補補補補補補補補補增
 第第第第第第第第第
 111098765432
 版版版版版版版版版版
 發發發發發發發發發發
 行行行行行行行行行行

山本時男 兼集行人編輯

製版・印刷
昭和工業写真印刷所

製本誠製本

*
*
*

株式会社 中央経済社

東京都千代田区神田神保町一の三十一の二
電話・
〇三(三三九三)三三七二(編集部)
〇三(三三九三)三三八一(営業部)
振替口座・〇〇一〇〇一八一八四三三

頁の「欠落」や「順序違い」などがありましたらお取り替えいたしますので
小社営業部までご送付ください。(送料小社負担)

ISBN4-502-16106-3 C1034

©1998 Printed in Japan

序

企業の健全なる成長は、国民経済の繁栄につながる。一国の経済社会の発展を願うためにも、個々の企業は、近代化された経営の諸制度のもとで正しく運営され、一般社会との意思疎通を円滑にし、発展していかなければならない。この経営近代化の基盤として、企業の成果を適正に把握し、生産活動を明らかにし、企業経営を安定成長の目的に指向する「企業会計原則」を中心とした一連の会計諸法規や指針は、あたかもわが国経済成長の年輪を示すかの如く制定されてきている。商法においては、会社の計算制度の基礎となる計算書類規則制定の契機となった昭和三十七年改正以降、改正が相次ぎ、制度の近代化・整備・強化が図られてきた。また、証券取引法においては、いわゆるディスクロージャー制度の拡充をねらいとして、昭和六十二年以降改正が続き、これらの改正と前後して、財務諸表等規則取扱要領など諸通達の抜本的な整理・統合がなされた。加えて、平成五年の「リース取引に係る会計基準」の制定および平成七年の「外貨建取引等会計処理基準」の改訂にみられるように、会計法制を根底で支える諸基準が、今日の多様化する経済実態に適応すべく、新設・改訂されてきた。

証券取引法に基づくディスクロージャー制度においては、連結情報はこれまで、個別情報に対し副次的なものとして位置づけられてきたが平成九年六月、多角化・国際化した企業に対する投資判断を的確に行ううえで、企業集団の状況等に係る情報が一層重視されてきたこと、企業間の比較可能性を高めていくことから、

「連結財務諸表原則」の見直しが行われ、連結情報を中心とするディスクロージャー制度への一大転換が図られることとなった。

今般、「中間連結財務諸表等の作成基準」、「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」の意見書が公表されるに至った。加えて、ここ数年の懸案とされてきた「研究開発費に係る会計基準」、「退職給付に係る会計基準」の設定に関する意見書および「監査基準」に関する意見書が公表された。

ここに編集した「会計法規集」は、右のごとく、経営の計算制度・開示制度の確立のために、大蔵省および法務省により制定された経済法規等、今日、重要と目される諸法令はこれを洩れなく収録し、体系的な整備を図ったものである。

すなわち、会計諸則および諸法令を、大きく「会計諸基準編」、「商法編」、「証券取引法編」、「関連法規編」に区分収録して、本書利用上の便を図るとともに、つねに最新の資料を提供しうるように機動的な編集を行っている。

本書が会計学の学習・研究に、また、会計実務の伴侶として、ますます広く利用されることを願ってやまない。

平成十年七月

編 者

目次

会計諸基準編

企業会計原則

企業会計原則の設定について	三
企業会計原則及び財務諸表準則の部分修正について	四
企業会計原則の一部修正について	五
商法と企業会計原則との調整について	六
企業会計原則の一部修正について	七
企業会計原則の一部修正について	八
第一 一般原則	八
一 真実性の原則	八
二 正規の簿記の原則	八
三 資本取引・損益取引区分の原則	八
四 明瞭性の原則	八
五 継続性の原則	八
六 保守主義（安全性）の原則	八
七 単一性の原則	八
第二 損益計算書原則	九
一 損益計算書の本質	九
二 損益計算書の区分	九
三 営業利益	〇
四 営業外損益	二
五 経常利益	二
六 特別損益	二

三 四 五 六 七 八 八 八 八 八 八 八 八 九 九 〇 二 二 二 二

企業会計原則注解

七 税引前当期純利益	二
八 当期純利益	一
九 当期未処分利益	三
第三 貸借対照表原則	三
一 貸借対照表の本質	三
二 貸借対照表の区分	四
三 貸借対照表の配列	五
四 貸借対照表科目の分類	五
(一) 資産	五
(二) 負債	七
(三) 資本	八
五 資産の貸借対照表価額	一
1 重要性の原則の適用について	二
1-1 重要な会計方針の開示について	二
1-2 重要な後発事象の開示について	二
1-3 重要な後発事象の開示について	二
1-4 注記事項の記載方法について	二
2 資本取引と損益取引との区別について	九
3 継続性の原則について	二
4 保守主義の原則について	〇
5 経過勘定項目について	〇
6 実現主義の適用について	二
7 工事収益について	三
8 製品等の製造原価について	三
9 原価差額の処理について	四
10 たな卸資産の評価損について	四
11 内部利益とその除去の方法について	六

二七 二八 二八 二九 二九 三〇 三〇 三二 三三 三四 三四 三五 三六

12	特別損益項目について	三六
13	法人税等の追徴税額等について	三七
14	削除	
15	将来の期間に影響する特定の費用について	三八
16	流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について	三八
17	貸倒引当金又は減価償却累計額の控除形式について	四〇
18	引当金について	四〇
19	剰余金について	四一
20	減価償却の方法について	四二
21	たな卸資産の貸借対照表価額について	四二
22	社債の貸借対照表価額について	四三
23	債権の貸借対照表価額について	四四
24	国庫補助金等によって取得した資産について	四四
25	営業権について	四五
	負債性引当金等に係る企業会計原則注解の修正に関する解釈指針	五一
	引当金の部を存置しないことを可とする企業会計審議会意見の理由について	五四

連結財務諸表原則

連結財務諸表の制度化に関する意見書	五六
連結財務諸表制度の見直しに関する意見書	五八
第一 連結財務諸表の目的	六九
第二 一般原則	六九
第三 一般基準	六九
第四 連結貸借対照表の作成基準	七〇
第五 連結損益計算書の作成基準	七三

第六 連結剰余金計算書の作成基準	七三
第七 連結財務諸表の注記事項	七四

連結財務諸表原則注解

注解1	重要性の原則の適用について	七五
注解2	連結のための個別財務諸表の修正について	七五
注解3	子会社に該当しない会社について	七六
注解4	議決権のある株式又は出資の実質的所有について	七六
注解5	支配している一定の事実について	七六
注解6	小規模子会社の連結の範囲からの除外について	七六
注解7	決算日の差異がある場合の取扱について	七六
注解8	子会社の資産及び負債の評価について	七六
注解9	支配獲得日、株式の取得日又は売却日等が子会社の決算日以外の日である場合の取扱について	七六
注解10	投資と資本の相殺消去について	七七
注解11	少数株主持分について	七七
注解12	子会社株式の追加取得について	七七
注解13	子会社株式の一部売却等について	七七
注解14	債権と債務の相殺消去について	七八
注解15	一時差異について	七八
注解16	繰延税金について	七八
注解17	持分法について	七八
注解18	持分法の適用範囲からの除外について	七九
注解19	関連会社に該当しない会社について	七九
注解20	重要な影響を与えることができる一定の事実について	七九
注解21	連結貸借対照表の表示方法について	七九
注解22	会社相互間取引の相殺消去について	七九
注解23	連結損益計算書及び連結剰余金計算書の表示方法について	七九
注解24	重要な後発事象の注記について	八〇

外貨建取引等会計処理基準

外貨建取引等会計処理基準の設定について	八一
一 外貨建取引	八七
二 在外支店の財務諸表項目	八八
三 在外子会社等の財務諸表項目	九〇

外貨建取引等会計処理基準注解

注解1 外貨建取引の範囲について	九一
注解2 取引発生時の為替相場について	九一
注解3 外貨建金銭債権債務について	九二
注解4 為替予約等について	九二
注解5 為替予約の方法について	九二
注解6 外貨建金銭債権債務等に係る為替予約について	九二
注解7 外貨建金銭債権債務等に係る通貨スワップについて	九二
注解8 包括予約の振当方法について	九三
注解9 決算時の為替相場について	九三
注解10 外資建短期金銭債権債務及び外貨建長期金銭債権債務について	九三
注解11 外貨建長期金銭債権債務等に係重要な為替差損について	九三
注解12 期中平均相場について	九三
△参考▽「外貨建取引等会計処理基準の改訂について」の取扱いについて	九四
セグメント情報の開示基準	九六
一 セグメント情報の開示に関する意見書	九六

二 セグメント情報開示制度の運用等について	九六
-----------------------	----

セグメント情報の開示基準

一 セグメント情報の定義及び種類	九八
二 開示すべきセグメント情報	九九
三 セグメント情報の開示方法	九九

先物・オプション取引等の会計基準

先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について	一〇三
------------------------------	-----

第一部 先物・オプション取引等に係る時価情報の開示に関する意見書

一 時価情報の開示の必要性	一〇四
二 先物・オプション取引に係る時価情報の開示基準	一〇五
三 市場性ある有価証券に係る時価情報の開示基準	一〇七

第二部 先物取引に係る会計処理に関する中間報告

一 中間報告の性格等	一〇七
二 先物取引に係る会計処理	一〇七
三 先物取引に係るヘッジ会計	一〇九

リース取引に係る会計基準

リース取引に係る会計基準に関する意見書	一一九
リース取引に係る会計基準の設定について	一一九
一 リース取引に係る会計基準	一一九
一 リース取引の定義	一一九

二 リース取引の分類	一一〇
三 ファイナンス・リース取引に係る会計基準	一一〇
四 オペレーティング・リース取引に係る会計基準	一一一
五 注記事項の記載方法	一一一
リース取引に係る会計基準注解	一一二
△参考▽「リース取引に係る会計基準に関する意見書」の 取扱について	一一四

研究開発費等に係る会計基準

研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書	一一五
研究開発費等に係る会計基準の設定について	一二五
研究開発費等に係る会計基準	一二九
研究開発費等に係る会計基準注解	一三〇
退職給付に係る会計基準	一三二
退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書	一三八
退職給付に係る会計基準	一四一

企業会計上の個別問題に関する意見

△第二▽退職給与引当金の設定について	一四三
--------------------	-----

〔省 略〕

△第一▽外国通貨の平価切下げに伴う会計処理に関する 意見（昭和四十二年五月二日企業会計審議会特別部会 第三小委員会中間報告）	一四三
--	-----

△第三▽外国為替相場の変動幅制限停止に伴う外貨建 資産等の会計処理に関する意見（昭和四十六年九	一四三
--	-----

中間連結財務諸表等の作成基準

中間連結財務諸表等の作成基準の設定について	一四七
中間連結財務諸表作成基準	一五一

第一 一般原則	一五一
第二 作成基準	一五一
第三 表示方法	一五二
第四 注記事項	一五二
中間財務諸表作成基準	一五三

第一 一般原則	一五三
第二 作成基準	一五三
第三 表示方法	一五三
第四 注記事項	一五三
中間連結財務諸表作成基準注解	一五四
中間財務諸表作成基準注解	一五五

月二十一日企業会計審議会報告

△第四▽基準外国為替相場の変更に伴う外貨建資産等
の会計処理に関する意見（昭和四十六年十二月二十

四日企業会計審議会報告）

△第五▽現行通貨体制のもとにおける外貨建資産等の
会計処理に関する意見（昭和四十七年七月七日企業
会計審議会報告）

△第六▽外国為替相場の変動幅制限停止中における外
貨建資産等の会計処理に関する意見（昭和四十
八年三月二十九日企業会計審議会）

連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準

連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書	一五六
連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定について	一五九
連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準	一五九
第一 作成目的	一五九
第二 作成基準	一五九
第三 表示方法（注7）	一六〇
第四 注記事項	一六一
キャッシュ・フロー計算書作成基準	一六一
中間連結キャッシュ・フロー計算書作成基準	一六一
連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準注解	一六一
（注1）要求払預金について	一六二
（注2）現金同等物について	一六二
（注3）「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分について	一六二
（注4）「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分について	一六二
（注5）「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分について	一六二
（注6）利息の表示について	一六二
（注7）連結キャッシュ・フロー計算書の様式について	一六二

原価計算基準

原価計算基準の設定について	一六六
第一章 原価計算の目的と原価計算の一般的基準	一六七
第二章 実際原価の計算	一七一
第一節 製造原価要素の分類基準	一七二
第二節 原価の費目別計算	一七三
第三節 原価の部門別計算	一七五
第四節 原価の製品別計算	一七七
第五節 販売費および一般管理費の計算	一八二
第三章 標準原価の計算	一八三
第四章 原価差異の算定および分析	一八五
第五章 原価差異の会計処理	一八七

監査基準・監査実施準則・監査報告準則

監査基準の設定について	一八八
監査実施準則の改訂について	一九〇
監査基準及び監査報告準則の改訂について	一九〇
監査実施準則及び監査報告準則の改訂について	一九一
監査実施準則の改訂について	一九一
監査基準及び監査報告準則の改訂について（中間報告）	一九二
監査基準、監査実施準則及び監査報告準則の改訂について	一九二
監査基準、監査実施準則及び監査報告準則の改訂について	一九二
監査基準	一九五

監査実施準則	一九六
--------	-----

監査報告準則	一九八
--------	-----

中間監査基準

中間監査基準の設定について	一九九
---------------	-----

中間監査実施基準	二〇三
----------	-----

中間監査報告基準	二〇四
----------	-----

商法と企業会計原則との調整に関する意見書

第一 会計帳簿	二〇五
第二 貸借対照表および損益計算書	二〇五
第三 財産目録および決算貸借対照表記載価額	二〇六
第四 会社の決算期と中間配当	二〇六
第五 監査役と証券取引法による公認会計士の監査	二〇六
第六 計算書類の作成	二〇七
第七 計算書類の確定	二〇七
第八 財産の評価	二〇七
第九 創業費	二〇八
第十 繰延資産	二〇八
第十一 自己株式	二〇八
第十二 資本準備金	二〇九
第十三 臨時巨額の損失	二〇九
第十四 計算書類附属明細書	二一〇

税法と企業会計原則との調整に関する意見書

総論	二二二
----	-----

第一 租税目的のための会計原則の適用	二二三
--------------------	-----

一 発生主義の原則の適用	二二四
--------------	-----

二 実現主義の原則の適用	二二六
--------------	-----

三 費用収益対応の原則の適用	二二八
----------------	-----

四 継続性の原則の適用	二二八
-------------	-----

二 資本剰余金と利益剰余金との区分	二二九
-------------------	-----

一 資本取引から生ずる剰余（資本剰余金）	二二九
----------------------	-----

資本的資産の取引から生ずる利得（キャピタル・ゲイン）	二二〇
----------------------------	-----

各論

第一 損益の期間的割当の問題	二二一
----------------	-----

一 未収収益	二二一
--------	-----

二 割賦販売収益	二二二
----------	-----

三 積送品販売収益	二二二
-----------	-----

四 長期工事収益	二二三
----------	-----

五 臨時巨額の損失	二二四
-----------	-----

六 貸倒準備金と貸倒引当金	二二四
---------------	-----

七 棚卸手続と棚卸資産の評価	二二五
----------------	-----

八 価格変動準備金	二二六
-----------	-----

九 固定資産の減価償却	二二七
-------------	-----

二 資本剰余金の問題	二二七
------------	-----

一 株式額面超過金および無額面株式の払込剰余金	二二七
-------------------------	-----

三 固定資産再評価益	二二八
------------	-----

二 減資差益	二二八
--------	-----

四 合併差益	二二九
--------	-----

五 自己株式の買取差額および売却差額	二三〇
--------------------	-----

六 国庫補助金（建設助成金）	二三一
----------------	-----

七 工事負担金	二三一
---------	-----

八 保険差益	二三三
--------	-----

税法と企業会計との調整に関する意見書

税法と企業会計との調整に関する意見書について	一三六
総論	

一 税法における適正な企業経理の尊重	一三七
二 企業の会計実務における継続性の重視	一三九
三 企業会計原則における問題	一四〇
各論	

一 会計方法の選択の自主性	一四一
二 重要性の判断の弾力性	一四四
三 画一的基準の緩和	一四四
四 事実認定の自主性	一四五
五 表示上の調整	一四六

企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書

企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書について	一四八
第一 財務諸表の体系について	一五〇
第二 財務諸表の様式について	一五三
第三 有形固定資産の減価償却について	一五六
企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書第四および第五について	一六五
第四 棚卸資産の評価について	一六五
第五 繰延資産について	一八四

企業内容開示制度における物価変動財務情報の開示に関する意見書

一 物価変動が企業会計に与える影響について	二九二
二 国際的動向について	二九三
三 物価変動に関する財務情報開示の今後の方向について	二九四

商法計算規定に関する意見書

二九七

証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について（中間報告）

二九九

商法編

商法（抄）

第一編 総則	三〇八
第一章 法例	三〇八
第二章 商人	三〇八
第三章 商業登記	三〇八
第四章 商号	三〇九
第五章 商業帳簿	三一〇
第六章 商業使用人	三一〇
第七章 代理商	三一〇
第二編 会社	三一〇
第一章 総則	三一〇

第四章 株式会社

三一一

第一節 設立

三一一

第二節 株式

三三八

第三節 会社ノ機関

三二九

第三節ノ二 新株ノ発行

三三八

第四節 会社ノ計算

三三三

第五節 社債

三四三

第六節 定款ノ変更

三五九

第六節ノ二 資本ノ減少

三六一

第七節 会社ノ整理

三六一

第八節 解散

三六四

第九節 清算

三六八

第七章 罰則

三七三

附則

三七八

株式会社の監査等に関する商法の
特例に関する法律

第一章 総則

三九一

第二章 資本の額が五億円以上又は負債の合計金額が
二百億円以上の株式会社に関する特例

三九一

第三章 資本の額が一億円以下の株式会社に関する特例

三九六

第四章 罰則

三九七

附則

三九八

株式の消却の手續に関する商法の
特例に関する法律

四〇〇

株式会社の貸借対照表、損益計算書、
報告書及び附属明細書に関する規則 営業
報告書の表示

第一章 総則

四〇四

第二章 貸借対照表

四〇五

第三章 損益計算書

四〇八

第四章 営業報告書

四〇九

第五章 附属明細書

四一〇

第六章 貸借対照表及び損益計算書の公告

四一一

附則

四一二

大会社の監査報告書に関する規則

四一三

大会社の株主総会の招集通知に添付
すべき参考書類等に関する規則

四一五

株式会社の貸借対照表、損益計算書、
営業報告書及び附属明細書に関する
規則の特例に関する省令

四一八

新法務省令による各種書類のひな型

四二三

(経済団体連合会・経済法規委員会)

改正計算書類規則による各種書類の
ひな型

四四五

(経済団体連合会・経理懇談会)

附属明細書のひな型……………四四九

(日本公認会計士協会・会計制度委員会)

有限会社法

第一章 総則……………	四五八
第二章 設立……………	四五八
第三章 社員ノ権利義務……………	四六〇
第四章 会社ノ管理……………	四六一
第五章 定款ノ変更……………	四六四
第六章 合併及組織変更……………	四六六
第七章 解散……………	四六八
第八章 外国会社……………	四六九
第九章 罰則……………	四六九
第十章 雑則……………	四七二
附則……………	四七二

証券取引法編

証券取引法 (抄)

第一章 総則……………	四八一
第二章 企業内容等の開示……………	四八五
第二章の二 第六章 (省略)	
第七章 雑則……………	五〇八
第八章 罰則……………	五一三
第九章 犯則事件の調査等……………	五一五
附則……………	五一八

証券取引法施行令 (抄)

第一章 総則……………	五四〇
第二章 企業内容等の開示……………	五四二
第三章 第六章 省略……………	
第七章 雑則……………	五四四
第八章 権限の委任……………	五四五
第九章 犯則事件の調査等……………	五四三
附則……………	五四四

企業内容等の開示に関する省令 (抄)……………五五八

企業内容等の開示に関する取扱通達 (抄)……………五九七

- A 基本通達 省略
- B 個別通達

- I 「事業の概況等に関する特別記載事項」の記載例
に關する取扱通達 省略

- II 削除

- III 関連当事者との取引の開示に關する取扱通達……………五九八

財務諸表等規則

証券取引法の表示

(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に關する規則)

第一章 総則……………	六〇五
第二章 貸借対照表……………	六二四
第三章 損益計算書……………	六五〇
第四章 削除……………	
第五章 利益処分計算書又は損失処理計算書……………	六六一
第六章 附属明細表……………	六六四

第七章 外国会社の財務書類	六七〇
附則	六七三
別記	六七三
様式	六八三

財務諸表等規則取扱要領（抄）

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則取扱要領）

第一章 総則	六〇五
第二章 貸借対照表	六二四
第三章 損益計算書	六五〇
第四章 利益処分計算書又は損失処理計算書	六六二
第五章 附属明細表	六六四
第六章 外国会社の財務書類	六七〇
第七章 別記事業（省略）	六七〇
様式	六九一

連結財務諸表規則

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則）

第一章 総則	六九七
第二章 連結貸借対照表の記載方法	七一一
第三章 連結損益計算書の記載方法	七二六
第四章 連結剰余金計算書	七三三
附則	七三五

連結財務諸表規則取扱要領

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則取扱要領）

第一章 総則	六九七
第二章 連結貸借対照表の記載方法	七一一

第三章 連結損益計算書の記載方法	七二六
第四章 連結剰余金計算書	七三三
様式	七四四

中間財務諸表規則

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則）

第一章 総則	七四九
第二章 中間貸借対照表の記載方法	七五五
第三章 中間損益計算書の記載方法	七六二
第四章 外国会社の中間財務書類	七六七
附則	七六九

中間財務諸表規則取扱要領

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則取扱要領）

第一章 総則	七四九
第二章 中間貸借対照表の記載方法	七五四
第三章 中間損益計算書の記載方法	七六一
第四章 外国会社の中間財務書類	七六七
様式	七七五

財務諸表等の監査証明に関する省令

財務諸表等の監査証明に関する省令 取扱通達

様式	七八七
	七九二

関連法規編

公認会計士法

第一章 総則	八〇一
第二章 公認会計士試験	八〇二
第三章 登録	八〇五
第四章 公認会計士及び会計士補の義務	八〇六
第五章 公認会計士及び会計士補の責任	八〇六
第六章の二 監査法人	八〇六
第六章 公認会計士審査会	八一一
第六章の二 日本公認会計士協会	八一一
第七章 雑則	八一三
第八章 罰則	八一四
附則	八一五

公認会計士法施行令

八一九

監査法人に関する省令（抄）

八二四

公認会計士等に係る利害関係に関する省令

八二七

公認会計士試験規則

第一章 通則	八二九
第二章 第一次試験	八二九
第三章 第二次試験	八三〇

税理士法

第四章 第三次試験	八三〇
附則	八三一
様式	八三二
第一章 総則	八三四
第二章 税理士試験	八三六
第三章 登録	八三九
第四章 税理士の権利及び義務	八四一
第五章 税理士の責任	八四三
第五章の二 税理士審査会	八四四
第六章 税理士会及び日本税理士会連合会	八四五
第七章 雑則	八四八
第八章 罰則	八四九
附則	八五〇

〔参 考〕

土地の再評価に関する法律	八五九
土地の再評価に関する法律施行令	八六二
減価償却資産の償却率表	八六三
連結財務諸表に関する意見書	
連結財務諸表に関する意見書について	八六四
財務諸表の連結について	八六六
一 連結財務諸表の必要性	八六六
二 連結財務諸表制度に関する環境の整備	八六七

連結財務諸表に関する意見書注解

連結財務諸表に関する諸基準	八六七
一 連結財務諸表の基本原則	八六七
二 連結の範囲	八六七
三 会計期間	八六八
四 支配会社及び従属会社の会計処理の原則及び手続	八六八
五 連結貸借対照表作成の基準	八六八
六 少数株主持分	八六九
七 連結損益計算書作成の基準	八六九
八 連結財務諸表の脚注事項	八六九
九 連結納税申告に関する事項	八七〇
注解1 「個別財務諸表と連結財務諸表との関連」について	八七一
注解2 「株式を実質的に所有する場合」の意味について	八七一
注解3 「連結の範囲から除外する場合」の意味について	八七二
注解4 「決算日の差異がある場合」の取扱いについて	八七三
注解5 「支配会社の投資勘定と従属会社の資本勘定の相殺消去」について	八七五
注解6 「少数株主持分」について	八七九
注解7 「債権債務の相殺消去」について	八八二
注解8 「会社相互間取引の相殺消去」について	八八二
注解9 「たな卸資産、固定資産等に含まれる未実現損益の消去」について	八八四